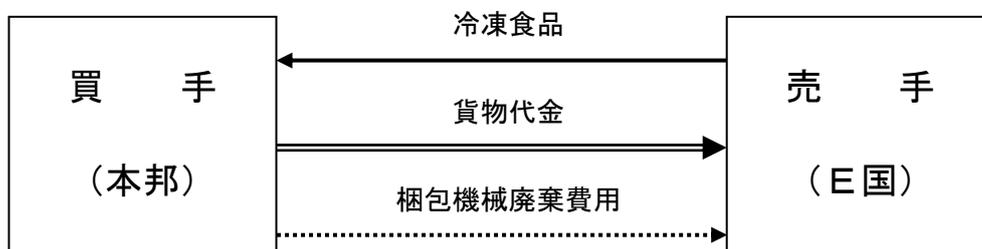


7. 売手に支払う無償提供した機械の廃棄費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から冷凍食品を購入（輸入）しています。

当社が売手に無償で提供した梱包機械（袋の口を圧着する機械）は、売手による輸入貨物の生産に使用されていましたが、古くなってきたため、今般、当社は、その機械を廃棄するよう売手に依頼し、その廃棄費用を売手に支払います。

そして、売手により廃棄される機械に要した費用（機械の取得価格及び売手までの運賃等）の額は、その機械を使用して生産され、輸入された貨物の課税価格に既に算入しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う機械の廃棄費用の額は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う機械の廃棄費用は、輸入貨物とは関係のない支払であるため、現実支払価格に含まれません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払う機械の廃棄費用は、輸入貨物について売手のために支払われたものではなく、現実支払価格に含まれません。

また、その廃棄費用の額は、廃棄された機械の無償提供に要する費用（取得価格及び売手までの運賃等）にも含まれません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、同項第3号ロ

関税定率法施行令第1条の4、第1条の5第2項

関税定率法基本通達4-2(4)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）